

## 第7章 文化財保存・活用の推進体制

### 1 県の文化財担当部局及び関係部局の職員・専門人材の配置状況

#### (1) 文化財保護主管課

県では、知事部局の地域創生部文化遺産課が文化財保護の業務を担当している。文化遺産課には、主に指定文化財を担当する文化財活用係、世界遺産及び歴史遺産を担当する世界・歴史遺産係、埋蔵文化財を取り扱う埋蔵文化財係が配置されている。在籍する職員は、考古学の専門職員を中心に、専門的な知識を有する教員や行政職員である。

#### (2) 関係部局

**知事部局** 知事部局では、伝統文化の継承や地域の文化資源の活用事業等の支援など、文化行政全般を所管している文化振興課、観光振興に向けた歴史文化遺産の魅力の発信や活用事業に財政面での支援を行っている観光リゾート推進課等と連携を図っている。

また、県が所有する国登録文化財の県庁昭和庁舎や群馬会館（いずれも前橋市）を総務部財産有効活用課、文化財を含む県内の様々な撮影支援をeスポーツ・クリエイティブ推進課、国天然記念物の安中原市のスギ並木（安中市）を県土整備部道路管理課、国名勝の妙義山（富岡市、安中市、下仁田町）の一部を占める県立公園を環境森林部自然環境課が管理している。この他、自然保護については自然環境課や農政部農政課、まちづくりや埋蔵文化財保護等については県土整備部の各担当課と関連があり、それぞれの部局には建築、獣医、林業職等の専門職員が配置されている。

**教育委員会** 教育委員会とも連携を取っている。学校現場や発掘調査を行っている公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団との間で頻繁な人事交流を行っているほか、学校への情報発信や教員向けの研修の実施等について義務教育課や高校教育課、各教育事務所と協力している（資料4参照）。

また、文化財である群馬県立沼田高等学校管理教室棟及び屋内運動場（沼田市 国登録）や群馬県立富岡高等学校御殿黒門及び黒門（富岡市 国登録）を教育委員会管理課が管理している。**博物館・教育施設** 博物館や教育施設としては、知事部局の歴史博物館・近代美術館・館林美術館・自然史博物館・土屋文明記念文学館・日本絹の里・世界遺産センター・埋蔵文化財調査センター、教育委員会のぐんま昆虫の森・文書館・図書館がある。それぞれの施設では、各分野の調査研究や資料収集、展示公開、普及啓発等の事業を行っている。管理委託を行っている埋蔵文化財調査センターと指定管理を行っている日本絹の里以外は県が直接運営しており、それぞれの分野を専門とする学芸員等が配置されている。

### 2 県の文化財保護審議会等、外部の専門人材の配置状況

県の文化財保護審議会は、現在、審議委員10名と、建造物、美術工芸、歴史資料、無形・民俗文化財、史跡・考古、名勝・天然記念物、防災の7専門部会の専門委員24名からなる。このうち、各専門部会の代表7名は、審議委員を兼ねている。審議会では、群馬県からの諮問を受け、文化財の県指定・選択・登録の是非について審議、答申を行う。審議にあたっては、対象となる

文化財の専門部会に調査を指示し、その報告に基づいて審議を行う。専門委員はそれぞれの分野を専門とする学識経験者であり、その他の審議委員は地理学や博物館学、コミュニティ文化論、環境科学等の専門家で、様々な視点からの審議が可能となっている。

この他、県が行う事業に関し、必要に応じて外部の専門人材からなる委員会を設置している。

### 3 県と連携協力体制にあるその他の団体

#### (1) 関係法人

##### 公益財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団

国・県事業に伴う発掘調査等を行う機関として昭和53年（1978）に設置され、県と連携して埋蔵文化財保護行政を牽引してきた。

事業団独自で採用した考古学や保存科学の専門職員とともに、県から派遣された専門職員や教員、行政職員等が、発掘調査や資料整理、普及啓発事業等に従事している。県文化遺産課では開発に伴う記録保存のための発掘調査や資料整理は直接行わず、事業団がその実務を行っている。そのために、県文化遺産課と事業団との間では頻繁な人事交流を行っている。

##### 公益財団法人群馬県教育文化事業団

文化事業等の実践を通し、本県文化の振興を図るため昭和55年（1980）に設立された。各種の文化活動の機会の提供や、関連する企業や民間団体等の支援のほか、伝統文化の保存と継承、発展を目的とした事業を行っている。

この他の関係法人 公益財団法人尾瀬保護財団や公益財団法人群馬県蚕糸振興協会、公益社団法人群馬県緑化推進委員会等が、県と連携してそれぞれの保存・活用や調査研究、普及啓発活動等を行っている。

#### (2) 民間団体・民間企業

文化財の保存・活用に関して、県が行う調査研究や活用事業等へ多くの民間団体が協力している（資料4 その他民間団体参照）。団体には各分野における専門的な知識を持つ人材も多く所属しており、文化財の総合的な調査研究や保存・活用に向けた取組において、一層の連携・協力体制の構築が望まれる。

また、文化財の調査・研究や保存処理、発掘調査等を行っている民間企業も多く、専門人材も多数在籍しており、調査に対する指導・助言等の協力を求めることも今後検討する必要がある。

### 4 今後の体制整備の方針

これからの文化財保護行政は、改正文化財保護法で規定されているように、地域の文化財を総合的に把握し、適切な保存と活用により、社会総がかりで継承に取り組んでいくことが必要である。そのためには、今後の文化財保護の体制整備において以下の方針をあげる。

#### (1) 広範で緊密な連携体制の構築

今後の文化財の保存・活用については、都市計画や地域振興、観光振興等、従来よりも広範囲の関係部局との連携を図っていかなければならない。県と市町村及び市町村相互の連携・協力体制

も、これまで以上に緊密なものとし、学識経験者等の外部の専門人材や、大学、ヘリテージマネージャー等の民間の専門家、文化財の保存・活用に関連する民間団体、とりわけ文化財保存活用支援団体と協力し、一体となって文化財を守り伝えていく体制を作り上げていく必要がある。また、これまで文化財保護行政を支えてきた専門的な知識・技能を持つ退職公務員・教員などについても、人材の把握と活用、支援方法等の検討が求められる。現在活動中の文化財パトロールや、古墳総合調査に協力いただいた県民調査員等、地域に存在する人材についても育成と活用を考えていく。将来的には、様々な立場の人々や団体が、文化財の保存・活用について考え、議論し、提言できる場を作ることも検討していく。

### (2) 専門職員の確保と育成による行政組織の体制強化

広範な連携体制を構築して維持するには、継続的な専門職員の採用と適切な人材育成を行うことによって、その中核となる文化財保護部局の体制の充実を図っていかなければならない。そのために、文化庁等が実施する研修への参加や関係部局間の人事交流等により、文化財に関する専門知識だけでなく、広範な知識・技能の習得を目指した人材育成を行う。同時に、様々な分野の専門知識を持つ人材を学校現場も含めて全庁的に把握し、必要に応じて文化財保護部局に配置できる仕組みを構築していく。また、歴史博物館をはじめとする県内の博物館等との連携を強化し、多様な分野の専門職員との協力体制を構築していく。小規模な市町村においては、近隣の複数市町村による一部事務組合や協議会の設立等も検討する。

### (3) 地域社会との連携強化

今後の文化財の保存・活用や継承、あるいは調査等については、地域住民や関係する民間団体との協力・連携体制の構築が不可欠である。地域住民等が地域の文化財についての理解を深め、保護・保存に参加してもらうためにも、適切な文化財の活用とわかりやすい情報発信が大切である。適切な保存が大前提ではあるが、その上で地域住民が主催、共催として参加するようなイベントの開催等、地域住民が携わる機会を提供し、連携の強化を図っていく。